名寄市北国博物館運営方針

令和８年４月28日策定

名寄市北国博物館

1　はじめに

旧名寄市において、博物館条例第１条「北国の生活文化に根ざした郷土の教育・学術発展に寄与するため、名寄市に博物館を設置する」とした規定により、名寄市北国博物館（以下、北国博物館）が設置され、平成８年２月に開館した。平成10年４月に博物館登録が行われ、歴史系の登録博物館として運営が行われている。平成18年３月に風連町と旧名寄市が合併し新名寄市が誕生した以降も地域の歴史、文化、自然を学ぶ拠点施設となっている。

天塩山地と北見山地に挟まれた名寄盆地に位置する名寄市は、年間を通しての寒暖差が大きく寒冷多雪な地域として知られている。この厳しい北国の環境に存在する博物館として、開館当初から中心テーマに「冬・雪・寒さ」が設定され、北国の生活という視点で常設展示が構成されており、先史時代からアイヌ文化期、開拓期、現代にいたるまで、先人が厳しい冬の中でいかにして工夫を重ね生活を向上させてきたかを知ることができる。住宅模型、暖房器具、防寒具、除雪道具、冬山造材関連資料など冬に関する生活、産業資料を系統的に展示している博物館は希少であり、このことが北国博物館の大きな特色となっている。

また、名寄市は宗谷本線と廃止された名寄本線・深名線が接続する鉄道の要衝として発展した歴史を持つため、豪雪地帯に配置されていたSL排雪列車キマロキ編成（以下、キマロキ）を国鉄から無償貸与を受け、象徴的な展示物として屋外展示しており、鉄道愛好家を含む多くの見学者が道内外から訪れている。

常設展示以外では、地域の歴史、文化、自然に関わる企画展の開催、普及事業として地域の環境を生かした自然観察会や各種体験講座、その他にも青少年育成事業などを実施し、社会教育施設として地域住民の文化活動に貢献している。

文化財保護関連では、国指定天然記念物の名寄鈴石・名寄高師小僧、名勝ピリカノカ（九度山）、市指定文化財の風連獅子舞・グイマツ・名寄教会会堂・ミズナラ林を含む市内の文化財、史跡の保存及び活用を進めており、展示、現地見学、刊行物による普及活動、補助金による支援などを実施している。

令和４年に改正された博物館法は、社会教育法に加えて「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が上位法となり、博物館の役割が従来の資料の収集、保管、展示、調査研究から広げられ、文化観光拠点施設としての位置づけがなされた。これにより公立博物館は、地方自治体の観光担当部局等と連携し、文化財等の資源を活用した観光への取組みを行うことが期待されることとなった。従って北国博物館運営にあたっては、過疎化が進み予算が限られる地域の現状において、新たな社会的要請への対応も求められており、社会教育施設として地域住民による積極的な利用の推進と、交流人口による文化観光の推進の両面が重要となっている。

2　運営方針の位置付け

（1）運営方針策定の目的

博物館法により「博物館の設置及び運営上の望ましい基準（文部科学省令）」が制定されており、博物館の努力義務として基本的運営方針の策定及び公表、事業計画の策定及び公表とそれらに基づく実施状況の点検評価等が規定されている。

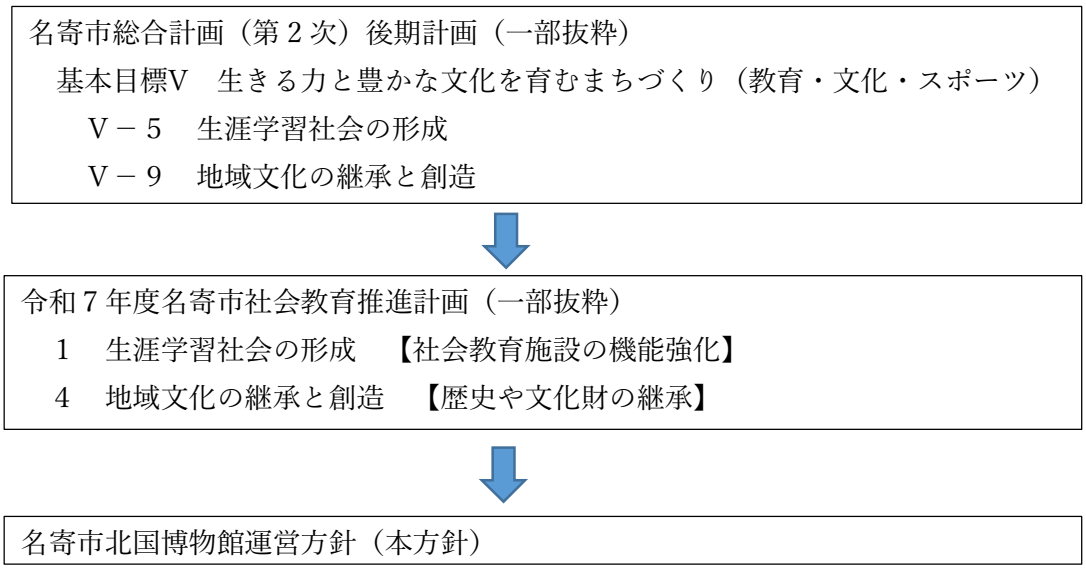
本運営方針は、この規定に基づき北国博物館が名寄市地域（合併以前の智恵文村・多寄村・風連町・旧名寄市を含む、以下同じ）の歴史、文化、自然等に関する資料（過去の証言など無形のものを含む）を収集し、保存及び活用を行う拠点として発展を続け、地域社会の要請に応えた運営を行うことを目的として策定するものである。

（2）計画の体系

名寄市のまちづくりにおいては、最上位の計画として総合計画を策定することが義務付けられている（名寄市自治基本条例第 19 条）。総合計画のもとに社会教育推進計画が策定されており、博物館事業は名寄市の社会教育の一環として位置付けられる。そのため、本運営方針はこれらの上位計画の目指す方向性を踏まえ、目標達成に寄与するものである必要がある。

令和 8 年 1 月現在、総合計画及び社会教育推進計画における北国博物館が取り組むべき事業に関する計画の体系は図 1 のとおりである。

図 1　計画の体系



（3）方針の見直し

本運営方針は、博物館法、文化財保護法等の根拠法令や市の上位計画の改正、地域社会における課題に対応するため、必要に応じて見直しを実施するものとする。

3　北国博物館の使命

博物館法及び名寄市博物館条例の主旨を踏まえ、以下の３項目を北国博物館の使命とする。

（１）名寄市地域の生活文化を継承する拠点であること

地域資料の収集、保管、展示、調査及び研究を行う。特に北国名寄の「冬、雪、寒さ」に関わる生活文化、天塩川流域のアイヌ文化、開拓期以降の地域の歴史に関する資料について、未来に遺すため重点的に取り組む。

（２）郷土の教育・学術発展の拠点であること

名寄市地域の歴史、文化、自然をテーマとする企画展や、地域の環境を生かした体験講座を積極的に開催する。また、他の社会教育施設と積極的に連携した事業を実施することで地域住民に多様な学びの場を提供する。

学校教育においては、小学校から大学まで各学校と連携を図り、学校での学習を補完する役割を果たす。

（３）名寄市地域の史跡・文化財の保存と活用を行うこと

地域の史跡、文化財を未来に継承するため、各種団体と連携し保存を行う。史跡・文化財の活用については、SNSを用いた広報活動の充実、市の観光部局や民間の観光関連団体と連携し観光客の受け入れを行う。特にキマロキを用いた文化観光の推進による交流人口の拡大を図ることでまちの活性化につなげる。

4　博物館の中心的な機能

北国博物館の中心的機能として以下の事業を実施する。

（１）調査・研究

調査･研究は、博物館活動の核となる事業である。学芸員を中心に名寄市地域の歴史、文化、自然をテーマとした調査・研究を実施する。研究成果については、隔年で「北国研究集録」を発行し公表を行う他、企画展等で発表を行い来館者の学習に資するものとする。

（２）収集・保存

北国博物館資料の収集・管理方針に基づく資料の収集・保存。

（３）展示、公開

展示、公開事業については、以下の３つの視点を重視するものとする。

ア　地域住民の生涯学習に資するため、名寄市地域の歴史、文化、自然をテーマによる特別展、企画展を開催する。時宜を得たテーマを選定することで、何度も足を運びたくなる博物館を目指す。また、芸術、文化活動を行う市内の個人、団体の作品展についても開催し、文化活動の拠点としての機能を果たす。

イ　博物館が保管する資料は、大部分が倉庫に収蔵されており人の目に触れる機会は非常に限られている。これらの資料については、企画展等に活用することで公開

する機会を積極的に持つ。

ウ　名寄市風連歴史民俗資料館については、定期開館日及び団体見学の受入れにより観覧の機会を設け、風連地区の歴史・文化に関する資料の活用に努める。

（4）教育、普及

教育、普及事業については、以下の3つの視点を重視するものとする。

ア　企画展と関連したイベント（講演会、史跡・文化財巡り等）を積極的に開催し、1つのテーマについて多角的な方面から学びを得られる仕組みを作る。

イ　学校教育については、小学3年生のむかしの道具調べ、様々なテーマでの総合学習、中学生の職場体験など、学校内のみでは十分な学習成果を上げることが困難な内容を補完する目的で博物館が利用されている。これらに対応し十分な学習効果を上げるため、各学校と連携して事業を実施する。

ウ　名寄市地域の環境を生かした体験型の講座を積極的に開催する。特に小学校高学年を対象として月1回活動を行う自然観察クラブについては、道北自然観察指導員会との連携協力のもと、参加児童が多様な体験を得ることができるよう安全面に配慮したうえで重点的に実施に取り組む。その他、名寄市の環境を生かした体験型の講座を実施する。例として、昆虫採集・標本作り体験、野鳥観察会、スノーシュー体験、草木染体験などがあるが、前例にとらわれず新たな事業にも積極的に取り組む。

（5）文化財の保存、活用

文化財については、確実に保存活動を実施し、未来に継承するため、以下の3項目について重点的に取り組む。

ア　市指定文化財のうち、民間団体が主体となって保存している風連獅子舞及び名寄教会会堂については、団体と連携の上、必要に応じて名寄市文化財保護条例に基づく補助金の交付による支援等を実施する。市が主体となって保存している東風連のグイマツ、名寄公園のミズナラ林については、自然災害、特に積雪による被害に十分注意して保存を行う。

イ　国指定の天然記念物である名寄鈴石、名寄高師小僧については、出土地の説明看板等による、採掘禁止区域の注意喚起や出土地の保全を実施する。

ウ　国鉄（現JR）から貸与を受けて屋外展示しているキマロキについては、キマロキ保存会と連携して塗装、冬囲いなど車両の保存に必要な活動を実施する。

（6）情報発信

市民に真に必要とされる博物館であるためには、常に活動内容を発信することで、市民の理解と利用の促進を図ることが必要である。市広報誌、ホームページ、SNS、民間情報誌（フリーペーパー等）を通じた展示、イベントなどの情報の発信に努める。

（7）文化観光

道内外からの来訪者に対して、北国博物館の強みとして最も訴求力があると考えら

れるのはキマロキや、廃線となった名寄本線・深名線跡を含む鉄道関連の資源である。キマロキの全長約 75m の編成が旧名寄本線の線路上に屋外展示されている迫力ある光景は、北国博物館以外で見ることはできないため、文化資源としての価値は非常に大きい。しかし、現状では鉄道愛好家以外に対しては全国での知名度は高くなく、十分な活用ができているとは言えない。更なる活用を推進し、まちの魅力を高め、見学の需要やまちの活性化につなげていくためは広報が重要となるため、積極的な情報発信に取り組む。また、他機関と連携したイベントの開催やミュージアムショップの充実などで見学と消費機会の一体的な提供を行うことで来訪者の満足度を高める仕掛けづくりについても取り組みを進める。

（８）指定避難所

北国博物館は名寄市の指定避難所であるため、市の防災担当部局と連携し、避難所の環境整備、防災訓練の実施などにより受け入れ体制を構築する。

5　事業計画の策定と実施評価

（１）中期事業計画

名寄市総合計画の実施計画は、計画期間が市長の任期である 4 年程度に区切られている。これに連動した同様の期間における博物館の中期事業計画を策定する。ただし、内容は重点的に取り組む事業の方向性を示すものとし、単年度の事業計画に反映するものとする。

（２）単年度事業計画

社会教育推進計画については、毎年見直しが実施されているため、この見直しを反映した博物館の単年度事業計画を策定し、公表するものとする。

（３）実施評価

単年度事業計画に対し自己点検評価を行うこととし、評価結果を次年度以降の事業改善に生かすものとする。なお、評価項目には成果指標を設定し、数値目標に対する成果の検証を含むものする。

6　博物館協議会

名寄市博物館条例において、博物館の運営に関して博物館長の諮問に応じるため名寄市博物館協議会の設置が規定されている。この主旨を踏まえ、名寄市博物館協議会においては、博物館の事業計画の策定や事業の自己実施評価の際に意見を伺うものとする。

7　文化財審議会

名寄市文化財保護条例により、文化財の保護に関して名寄市教育委員会の諮問に応じるため名寄市文化財審議会が設置されている。審議会規則によりその審議事項は指定文化財の指定と解除、文化財の管理や修理、文化財保存のための制限や禁止、その他文化

財の保存と活用に関する事項と規定されおり、この主旨を踏まえ、文化財の保存と活用に進めるにあたって意見を伺うものとする。